

国家公務員共済組合法施行令及び国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（案） 概要

財務省主計局給与共済課

1. 趣旨

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年年金法」という。）において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 3 条第 1 項第 9 号ロが削除されるとともに、健保法附則第 8 条の 3 の 2 及び令和 7 年年金法附則第 24 条が新設され、新たに健康保険における被保険者の範囲が拡大したことに伴う経過措置が設けられたことを受け、国家公務員共済組合法施行令（昭和 33 年政令第 207 号）においても、同様の改正を行う。

また、令和 7 年年金法において、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）附則第 46 条の改正及び同法附則第 46 条の 2 の新設により、健康保険における被保険者の範囲が拡大したことを受け、国家公務員共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 265 号）においても、同様の改正を行う。

2. 政令案の概要

国家公務員共済組合制度の組合員の適用要件を拡大する。

- ① 月額報酬 8.8 万円未満の短時間勤務者を組合員としない要件を撤廃する（上記健保法並びの改正）。
- ② 短時間勤務者を組合員としなければならない行政執行法人等を、常勤職員数が 50 人を超える行政執行法人等と定めているところ、令和 17 年 10 月 1 日までに段階的に引き下げ、全ての行政執行法人等とする。
- ③ 組合員の適用拡大に伴い、当分の間、新たに組合員となった短時間勤務者及び行政執行法人等に対して、掛金負担軽減等の経過措置を設ける。

3. 根拠条項

国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 2 条第 1 項第 1 号及び附則第 14 条の 2、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）附則第 97 条並びに令和 7 年年金法附則第 55 条

(別添)

4. 公布日等

○閣議日：令和8年9月25日（予定）

○公布日：令和8年9月29日（予定）

○施行日：令和8年10月1日（②については、令和9年10月1日）